

別府市飼い主のいない猫の 適正な飼育のための活動の指針

平成27年4月1日

別府市役所 環境課

目次

1. 別府市の方針	1
2. 活動の目的	1
3. 別府市の現状	2
4. 活動グループが守ってもらうルール	3
5. 助成金事業の内容について	5
6. 活動の大まかな流れ	6
7. 役割分担	6
8. 動物に関する法令等の一部	7
9. 適正飼育のフローチャート	9

1. 別府市の方針

原則：飼い主のいない猫のエサやりは禁止です

別府市では普段、看板・チラシなどで広報しているとおり、原則として飼い主のいない猫のエサやりを禁止としています。平成27年度以降も継続していく方針です。



2. 活動の目的

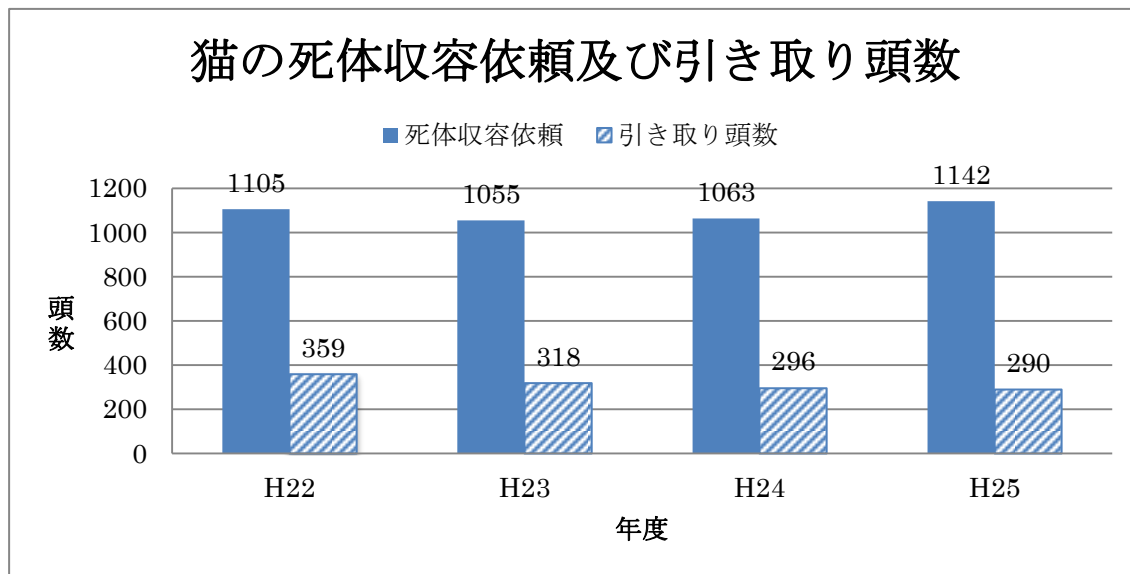
飼い主のいない猫へのエサやりは原則として禁止ですが、現状ではエサやりを行う人は存在しています。今後、人目をさけるエサやり行為が多発する危険性も含んでおり、エサが乏しくなれば、ゴミ集積場や台所など更なる被害が広がることも考えられます。

飼い主のいない猫の適正な飼育のための活動は、『住みよい地域』をつくるために、地域住民の活動グループが主体となり飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行い、飼い主のいない猫の繁殖抑制を目的としています。また不妊去勢手術後も、適正飼育を続けることが必要です。

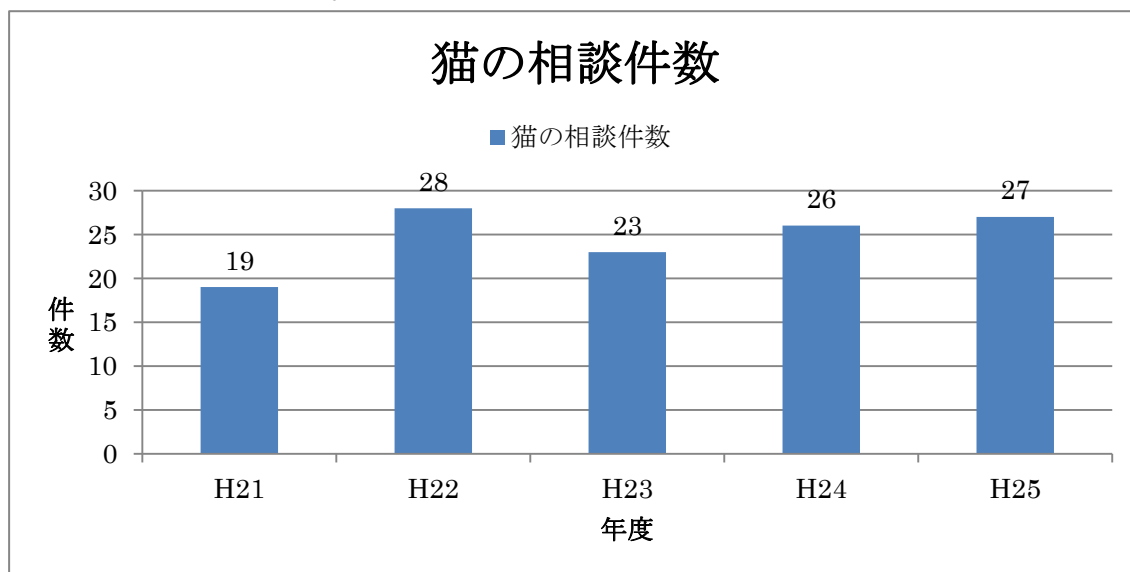
3. 別府市の現状

別府市では、毎年 300 匹前後の猫の引き取り依頼があり、やむを得ず殺処分され、そのほとんどは不妊去勢手術をされないために生まれた子猫です。

その他、飼い主のいない猫や屋内飼養ができていない外飼い猫が、交通事故や感染症などで死亡する数は、別府市が回収しただけでも毎年 1,000～1,200 頭に上ります。



また、飼い猫の行方不明（外飼いなどが原因）の問い合わせや、フン尿被害、無秩序な繁殖による猫の増加とそれに起因するトラブル、無責任な餌やりに関する相談などが寄せられています。



4. 活動グループに守ってもらうルール

飼い主のいない猫の適正飼育

室内飼育する猫と比べ、室外飼育の飼い主のいない猫は周辺住民に対してフン尿被害等の悪影響が生じる可能性があります。そのため、以下の事項について活動グループには行っていただく必要があります。

(1) エサの管理

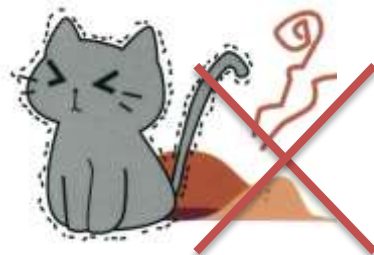
- ・エサ場はご近所の迷惑にならない場所を自治会及び別府市（環境課）と話し合い、設置します。
- ・置きエサは不衛生ですし、カラスやハエなども寄ってきます。食べ残しは片付けましょう。
- ・できるだけ一定の時間にエサを与えます（猫がその時間だけ寄ってくるようにし、エサを求めてうろつくことを防ぐことができます）。



置きエサ禁止！

(2) トイレの管理。フン尿の始末

- ・エサ場と同様にトイレの設置場所は、ご近所の方の迷惑にならない場所に猫用トイレを設置（市がトイレ容器の貸出し）し、使用するようしつけをします。
- ・こまめに掃除をしましょう。
- ・ご近所からフン尿の相談が寄せられた時は、誠実に対応しましょう。



(3) 不妊去勢手術

- 間違って飼い猫を捕獲（捕獲器は環境課で貸出します）しないように注意しましょう。捕獲の際は、必ず、事前にご近所の方へお知らせ（1週間告知）しておく必要があります。
- 捕獲後に手術の日程を、手術予定の動物病院と調整します。
- 手術後は、「手術済」ということが外見上分かるようにするために、耳先をV字カットしてもらいます。また、手術回復後に手術した猫を捕獲した場所に放します。

(4) 近所住民への配慮

活動をうまく進めるためには、活動の趣旨を理解してもらうことが非常に重要になります。猫が苦手な方やアレルギーのある方もいます。普段からご近所の方とのコミュニケーションを深めましょう。

5. 助成金事業の内容について

(1) 対象者

活動グループ

下記の要件を満たしていること。

- ・活動する地域に居住している者3人以上で組織されていること。
- ・別府市の登録を受けていること。
- ・飼い主のいない猫の減少を図り、市民の良好な生活環境の保持を推進することを目的としていること。
- ・飼い主のいない猫の適正な飼育及び動物愛護への理解の普及に寄与することを目的としていること。
- ・暴力団又は暴力団員と交わりを持つものが構成員となっていないこと。

(2) 助成額

不妊去勢手術費用：市が全額負担

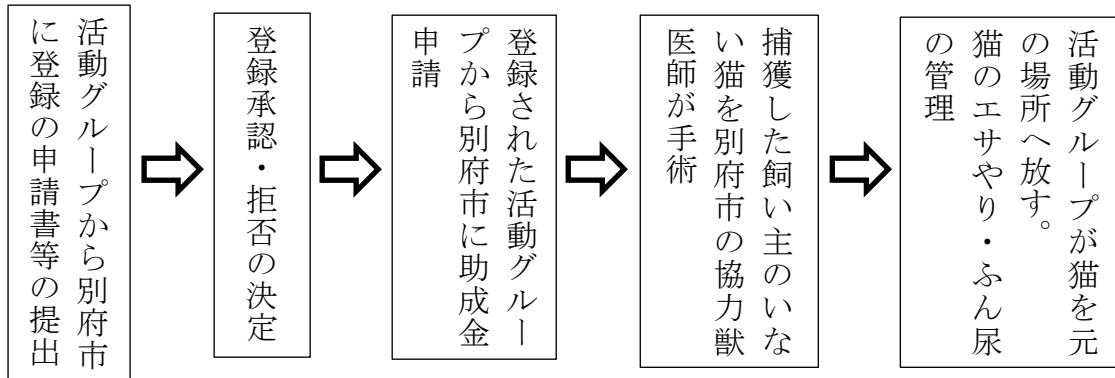
- ・オス猫1匹につき1万円、メス猫1匹につき2万円とする。
(耳のV字カットと墮胎手術の費用も含むが、他の病気などに関する費用は別とする。) ※予算がなくなり次第、終了いたします。

(3) 助成金支払方法

対象の活動グループには支払わず、直接動物病院への支払いになります。
(助成金の請求及び受領の代理権限を動物病院に授与します。)

6. 活動の大まかな流れ

活動のおおまかな流れは、次のとおりです。（詳細は P9）



7. 役割分担

主担当：活動グループ

①活動グループ

- ・助成金申請に関する登録・書類提出
- ・飼い猫ではないかの確認作業
- ・手術前の飼い主のいない猫の捕獲
- ・猫のエサやり・ふん尿・健康の管理
- ・周辺住民の方々に説明・情報の定期的な発信

②別府市

- ・不妊去勢手術費用助成
- ・捕獲器の貸出し
- ・トイレ容器の貸出し
- ・活動グループの指導
- ・猫の適正飼育・管理に関するチラシ配布やホームページの活用による啓発活動

③自治会

- ・活動グループの承認
- ・活動グループの手伝い（場所の提供など）
- ・活動に関する情報の回覧

④動物病院

- ・不妊去勢手術や耳のV字カットの処置
- ・適正飼育などについての指導

8. 動物に関する法令等の一部

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは

財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染症の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

[罰則]

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わない

こと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

(1) 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

(2) 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第46条の2第25条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する

別府市飼い主のいない猫の適正飼育のフローチャート

